

## 駐車場賃貸借要領

(目的)

第1条 この処理要領は、駐車場賃貸借要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、駐車場賃貸借に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車できる車両の大きさ)

第2条 駐車できる車両の大きさは、長さ5.0メートル、幅2.05メートル及び高さ2.3メートルをそれぞれ超えないものに限る。

(駐車禁止等)

第3条 次の場合には、駐車場の全部または一部について、駐車禁止を行い、車両の退避を行わせることができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 工事、清掃等、駐車場の管理上必要があると認められる場合

(駐車位置の変更)

第4条 駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(遵守事項)

第5条 利用者は、駐車場において次の事項を守らなければならない。

- (1) 場内においては、徐行すること。
- (2) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (3) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (4) 喫煙は厳禁とし、また、火器を使用しないこと。
- (5) 紙屑、吸殻等のごみを投棄しないこと。
- (6) 他の利用者の駐車位置にみだりに立ち入らないこと。
- (7) 場内において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (8) 場内において宿泊しないこと。
- (9) 車両の洗浄、修理をしないこと。
- (10) カーポート、その他構築物を設置しないこと。
- (11) 場内に修理器具及びスペアタイヤ等を置かないこと。
- (12) 場内の設備、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに届け出ること。
- (13) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (14) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為をしないこと。
- (15) 他の利用者や近隣に迷惑となる行為をしないこと。

(駐車拒否)

第6条 次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の設備、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(事故に対する措置)

第7条 駐車場において事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(利用希望者の募集)

第8条 駐車場の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の募集は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 駐車場全区画の募集 公募
- (2) 前号以外の募集 随時募集

(利用の申込み)

第9条 利用希望者は、駐車場利用申込書（様式第1号）に、必要書類を添えて提出しなければならない。

- 2 利用申込みは、利用を希望する日の前日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日に当たる場合は、その前日とする。）までに行うものとする。ただし、公募その他特別な事由に基づいて申込みする場合はこの限りではない。

(利用者の決定等)

第10条 利用者は、利用申込みを適当と認めた利用希望者の中から、次の各号に掲げる募集方法に応じて、当該各号に定める方法により決定するものとする。

- (1) 公募による場合 各駐車場ごとに利用希望者の数が駐車場の募集区画の数を上回る場合は、抽選とする。
- (2) 随時募集による場合 先着順とする。
- 2 利用者を決定したときは、速やかに利用承諾（様式第2号）の通知をするとともに駐車場賃貸借契約書（様式第3号）により賃貸借契約を締結する。
- 3 前項の規定に基づき利用の承諾をしたときは、駐車証（様式第4号）を交付するものとする。
- 4 利用者は、駐車証を紛失したときは、直ちに県に届け出てその指示に従わなければならない。
- 5 駐車証は、他人に譲渡又は転貸してはならない。

(利用場所の限定)

第11条 前条により利用の承諾を受けた利用者は、県が指定する駐車区画に駐車しなければならない。

(利用車両の変更)

第12条 利用者が、駐車場を利用する車両の変更をする場合には、車両変更届出書(様式第5号)を提出するものとする。

(日割計算)

第13条 利用の始期及び終期において、1月の利用日数が15日に満たない場合は、賃貸借料月額に基づき、日割計算により算出した額とする。

(賃貸借料の支払)

第14条 賃貸借料の支払いは、県が発行する納入通知書、又は群馬銀行本支店に開設した利用者名義の普通預金口座からの振替により、毎月の賃貸借料を、前月末日(金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。)までに支払うものとする。ただし、4月の賃貸借料については、4月末日(金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。)までに支払うものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、県が別に定める期限までに、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

(督促及び延滞金)

第15条 利用者が賃貸借料を支払わないときは、支払期限を指定して督促する。

2 前項の規定により督促状を発した場合においては、督促に要した費用を徴収する。

3 第1項の規定により督促を受けた利用者が、支払期限までに支払わなかったときは、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第204条に規定する契約の履行期限の延長に係る遅延賠償金又は遅延利息の計算に準じて算定した額の延滞金(百円未満の場合を除く。)を徴収する。

(契約解約の申請)

第16条 利用者が、賃貸借契約を解約しようとするときは、駐車場賃貸借契約解約申出書(様式第6号)を提出するものとする。

2 前項の申出は、解約を希望する日の5日前までに行うものとする。

3 解約の承諾をしたときは、速やかに承諾の通知(様式第7号)をするものとする。

(契約解除)

第17条 県が、契約の解除をしようとするときは、駐車場賃貸借契約解除通知書(様式第8号)により通知する。

2 公用、公共用その他の理由により駐車場を廃止する場合は、県は利用者に対し、2月

前までに通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 3 月 1 3 日から施行する。

この要領は、平成 2 8 年 3 月 1 日から施行する。

駐車場利用申込書

平成 年 月 日

群馬県知事 へ

（住所）

（氏名）

（電話番号）

駐車場を利用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

駐車場の名称	
駐車場利用の目的	1. 通勤又は通学のため 2. 通勤する社員のため 3. 来客等のため
自動車の種別	
車名	
車両番号	
車台番号	
賃貸借料の支払方法	1. 納入通知書 2. 口座振替（群馬銀行本支店の普通預金口座）

添付書類：「駐車場利用の目的」欄の「2. 通勤する社員のため」又は「3. 来客等のため」に該当する場合のみ、県税の完納証明書（申請日前1月前以内に交付された原本）を添付すること。

注 意：(1) 駐車できる車両は、長さ5.0m、幅2.05m、高さ2.3mを超えないものに限る。

(2) 「駐車場利用の目的」欄の「3. 来客等のため」に該当する場合は、「自動車の種別」から「車台番号」までの記入は不要。

自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。

※ 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

注 申請者が法人又は団体（国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。）の場合は、役員等一覧（別紙）を添付すること。



様式第2号（第10条関係）

管第 ー 号  
平成 年 月 日

様

群馬県知事 大澤 正明  
（ 管 財 課 ）

駐車場の利用承諾について

平成 年 月 日付で利用申込みのあった標記の件については、下記のとおり利用することを承諾いたします。

なお、契約書を2部送付いたしますので、必要箇所に署名・押印し、うち1部について所定箇所に収入印紙200円分を貼付け、当該印紙を消印の上、返送願います。

記

- 1 駐車場名
- 2 駐車区画 No.
- 3 利用目的
- 4 使用車両 自動車の種別：  
車名：  
車両番号：  
車台番号：
- 5 賃貸借料 円／月
- 6 契約書 別紙のとおり
- 7 その他 駐車車両を変更する場合には、「車両変更届出書」を提出してください。

様式第3号（第10条関係）

駐車場賃貸借契約書

貸主 群馬県（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により、土地の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

所在地	駐車場の名称	面積	区画No.
前橋市大手町	●●●駐車場		

（指定用途）

第3条 乙は、賃貸借物件を直接、申込書に記載した車両の駐車用途に供さなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、平成●年●月●日から平成●年●月●日までとする。

2 前項に定める賃貸借期間が満了する5日前までに甲乙いずれからも特別の意思表示がないときは、この契約をさらに1年継続するものとし、以下同様とする。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料は、月額金●●●円とする。ただし、1月の利用日数が15日に満たない場合は、日割計算により算出した金額とする。

（賃貸借料の改定）

第6条 甲は、近隣駐車場の賃貸借料が著しく変動した場合その他甲が必要と認めた場合は、乙に対し、賃貸借料の改定を請求することができる。

（賃貸借料の支払）

第7条 乙は、甲が発行する納入通知書により、毎月の賃貸借料を前月末日（金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。）までに、賃貸借料を甲に支払うものとする。

ただし、4月の賃貸借料については、4月末日（金融機関の休日に当たるときは、翌営



業日とする。)までに支払うものとする。

第7条 乙は、群馬銀行本支店に開設した利用者名義の普通預金口座から口座振替により毎月の賃貸借料を前月末日（金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。）までに甲に支払うものとする。ただし、4月の賃貸借料については、4月末日（金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。）までに支払うものとする。なお、振替手続が未了等やむを得ない場合は、甲が発行する納入通知書により支払うものとする。

（賃貸借物件の引渡し）

第8条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に、賃貸借物件を乙に引渡しがあったものとする。

（瑕疵担保）

第9条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、賃貸借料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

（禁止事項）

第10条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡すること。
- (2) 駐車場の形質を変更し、又は構築物等を設置すること。
- (3) 駐車場を自動車の駐車以外の目的に使用すること。
- (4) その他甲並びに他の駐車場利用者に迷惑をかける行為をすること。

（管理義務）

第11条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

（違約金）

第12条 乙は、用途指定の義務に違反したときは、違反時の賃貸借物件の10分の3以内で甲が定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、事情やむを得ないものであると甲が認めたときは、この限りではない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部としない。

（契約の解除等）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、賃貸借料を滞納したとき。
- (2) 乙が、駐車場貸付要領に定める遵守事項に違反したとき。

- (3) 甲において公用、公共用その他の用に供するため、賃貸借物件を必要とするとき。
- (4) 乙が、その他本契約に定める義務を履行しないとき。
- (5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

2 乙は、賃貸借期間中であっても、甲の承諾を得て契約を解約することができる。

#### （賃貸借物件の返還）

第14条 賃貸借期間が終了したとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、乙は、直ちに、駐車車両を撤去したうえで、賃貸借物件をその所在する場所において甲に返還しなければならない。

#### （原状回復義務）

第15条 乙の責に帰する事由により、駐車場内の設備等を滅失又は毀損したとき、乙は、自己の負担において当該設備等を原状に回復しなければならない。ただし、甲が適当と認めたときは、この限りでない。

#### （損害賠償）

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときはその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

#### （免責）

第17条 甲は、駐車場内において、天災、火災、盗難、衝突等、甲の責めに帰さない理由によって乙又は第三者が被った損害に対しては、損害賠償の責任を負わない。

#### （不当要求行為への対応）

第18条 乙は、乙が暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。

#### （契約の費用）

第19条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

#### （疑義の決定）

第20条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （裁判管轄）

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする前橋地方

裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

貸主 群馬県  
群馬県知事 印

借主 住 所  
氏 名 印

# 駐車証

駐車場名

区画 No.

平成 年 月

群馬県 駐車場管理者

## 駐車場使用上の注意

- 1 本証は確認できる位置に必ず掲示して下さい。
- 2 駐車場の管理・運営にご協力をお願いします。
- 3 本証を掲示していない車は駐車違反とみなします。
- 4 本証を悪用した場合は駐車を禁止します。
- 5 本証は契約期間の満了、解約、契約解除の場合には返納して下さい。

◎駐車にあたっては、以下の事項のほか、契約内容を遵守してください。

- 場内においては、徐行すること ●出庫する車両の通行を優先すること
- 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
- 喫煙は厳禁とし、また、火器を使用しないこと
- 紙屑、吸殻等のごみを投棄しないこと
- 他の利用者の駐車位置にみだりに立ち入らないこと
- 場内において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと
- 場内において宿泊しないこと ●車両の洗浄、修理をしないこと
- カーポート、その他構築物を設置しないこと
- 場内に修理工具及びスペアタイヤ等を置かないこと
- 場内の設備、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに県へ届け出ること
- 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること
- 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為をしないこと
- 他の利用者や近隣に迷惑となる行為をしないこと

様式第5号（第12条関係）

車両変更届出書

平成 年 月 日

群馬県知事 大澤 正明 様

(住所)

(氏名)

(電話番号)

駐車場を利用する車両を変更したいので、下記のとおり届け出します。

記

駐車場の名称		
	変更前	変更後
自動車の種別		
車名		
車両番号		
車台番号		

注意：駐車できる車両は、長さ5.0m、幅2.05m、高さ2.3mを超えないものに限る。

様式第6号（第16条関係）

駐車場賃貸借契約解約申出書

平成 年 月 日

群馬県知事 大澤 正明 様

(住所)

(氏名)

(電話番号)

平成 年 月 日付けで賃貸借契約を締結した下記駐車場について、契約を解約  
したいので申し出ます。

記

1 駐車場名：  
区画：No.

2 解約希望日： 年 月 日

様式第7号（第16条関係）

管第            一            号  
平成    年    月    日

様

群馬県知事 大澤 正明  
（ 管 財 課 ）

駐車場賃貸借契約の解約承諾について（通知）

平成    年    月    日付けで申出のあったことについては、下記のとおり承諾いたします。

記

1 駐車場名：  
区画：No.

2 解約承諾日：    年    月    日

様式第8号（第17条関係）

管第            一            号  
平成    年    月    日

様

群馬県知事 大澤 正明  
（ 管 財 課 ）

駐車場賃貸借契約解除通知書

平成    年    月    日付けで締結した駐車場賃貸借契約については、下記の理由により解除します。

記

- 1 駐車場名：  
    区画：No.
- 2 解除理由：
- 3 契約解除日：    年    月    日